# 求職者等に対するセクシュアルハラスメントに関する基本方針

## ■ はじめに

ルックグループは、当グループの人権方針に基づき、採用選考活動その他の求職活動等に参加する求職者等が性的な言動により求職活動等を阻害されないよう、事業主として必要な措置を講じるため、基本的な方針を定めました。

## ■ 基本方針

当グループは、すべての求職者、インターンシップ生、実習生等（以下「求職者等」）の人格と尊厳を尊重し、安心して就職活動や就業体験ができる公正かつ対等な環境を確保するため、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止及び適切な対応のために必要な措置を講じます。

## ■ 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの定義

以下の行為を求職者等に対するセクシュアルハラスメントと定めます。
（以下の記載は例示であり、これらに限られるものではありません。）

・性的な事実関係に関する質問
・性的な冗談、からかい又は発言
・恋愛関係や交際に関する執拗な質問
・性的な関係の要求又は強要
・不必要な身体接触
・面接や実習等の立場を利用した私的な誘い
・SNS、メール、電話等による性的な言動
・その他求職者等の尊厳を傷つける性的な言動

## ■ 求職活動等に関するルール

求職者等との面談に際し、以下のルールに則り実施します。

・原則として就業時間内に行なうこと
・社内もしくは会社が指定したオンラインシステム上で行なうこと

## ■ 相談体制の整備と適切な対応

求職者等がハラスメントに関する相談を躊躇なく行えるよう、専用の窓口を設置します。相談の申出があった場合、迅速かつ正確に事実関係を確認の上、ハラスメント行為が認められた場合には、被害者への配慮措置行並びに行為者への就業規則に基づく厳正な措置を講じ、再発防止に向けた検討を行ないます。

【相談窓口】

部　署：人事総務部 総務・IR 課

連絡先：03-6439-1700（総務・IR 課ダイヤルイン）

e-mail：recruit-harassment@look-inc.jp（名称：求職者ハラスメント窓口）

## ■ その他講ずべき措置

相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じます。また、相談や協力を行なったことを理由として、求職者等や従業員が不利益な取り扱いを受けることはありません。